

クルマの手続きを忘れずに!!

引っ越した時

「変更登録」

が必要!

所有者が変わった時

「移転登録」

が必要!

ご注意!

※登録自動車の場合は、運輸支局等で「変更登録」や「移転登録」が必要です。
※軽自動車の場合は、軽自動車検査協会事務所で「自動車検査証の記載事項の変更手続き」が必要です。

手続きを行わないと…

以下のような支障が生じるおそれがあります。

- ・リコール案内(車の欠陥に関する重要な通知)、税金や保険のお知らせが届かない。
- ・これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に…
- ・盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。
- ・罰金刑に処される場合もあります。

- ・単身赴任等で住民票を変更しない場合も、当該自動車を日常的に使用・管理する場所(使用の本拠の位置)に変更がある場合は、変更登録等を行う必要があります。
- ・市町村合併等により行政区画又は土地の名称の変更があった場合は、変更を行う必要はありません。
- ・自動車登録手続と税の納付・車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能とした「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」でも手続きすることができます。

- 登録自動車(白や緑のナンバープレート)に関するお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する国土交通省ヘルプデスクへお願いします。
 - 軽自動車(黄色や黒などのナンバープレート)に関するお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する軽自動車検査協会コールセンターへお願いします。
- ※お問い合わせ先の電話番号は、裏面をご覧ください。

- ◆登録自動車・軽自動車の保管場所(車庫)を変更した時は、最寄りの警察署へお問い合わせ下さい。
- ◆「自動車税」は所在する都道府県の窓口へ、「軽自動車税」は所在する市区町村の窓口へお問い合わせ下さい。

自動車登録等適正化推進協議会

一般社団法人日本自動車工業会 一般社団法人日本自動車販売協会連合会 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人全国自動車標板協議会
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 一般社団法人全国自家用自動車協会 一般社団法人全国軽自動車協会連合会 一般社団法人日本自動車会議所
全国自動車検査登録印紙売捌人協議会 日本自動車輸入組合 一般社団法人日本自動車連盟(JAF) 軽自動車検査協会
[事務局] 一般財団法人自動車検査登録情報協会

協力 国土交通省